(目的)

第1条 この条例は、新型コロナウイルス感染症関係者に対する偏見等をなくすため、市 及び議会の責務並びに市民の役割を明らかにし、市民一人一人が思いやりの気持ちを持 って人と接することにより、市民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に資す ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
 - (1) 新型コロナウイルス感染症 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号) 附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。
 - (2) 感染症関係者 新型コロナウイルス感染症の患者及びその家族、医療従事者及びその家族並びに新型コロナウイルス感染症対策に協力した企業をいう。
 - (3) 偏見等 新型コロナウイルス感染症に罹患していること、罹患しているおそれがあること等を理由とする偏見、差別、誹謗中傷等をいう。
 - (4) 偏見等の行為 偏見等について、インターネット上に書き込みをする行為、ビラを 頒布する行為その他感染症関係者の人権を侵害する行為をいう。

(市の責務)

第3条 市は、感染症関係者に対する偏見等をなくすため、正しい知識の普及啓発を行う 等、この条例の目的を達成するための施策を積極的に推進するものとする。

(議会の責務)

第4条 議会は、感染症関係者の置かれている状況に鑑み、市と連携して、この条例の目的を達成するための施策を積極的に推進するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、相互に感染症関係者に対し、偏見等の行為を行わないようにするととも に、市が行う第3条の施策に協力するものとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。